

(案)

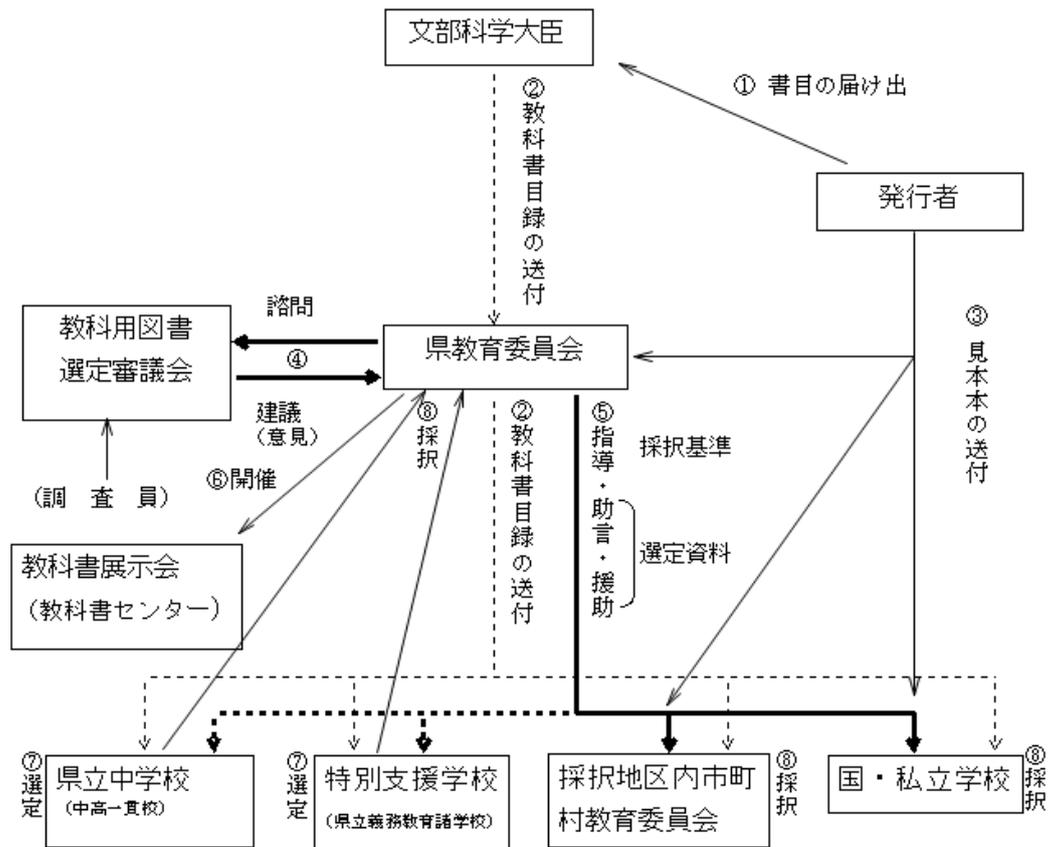
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年 12 月 21 日法律第 182 号、以下「無償措置法」という。）第 10 条、第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定により、市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科用図書の採択について、県教育委員会が行う指導、助言又は援助並びに県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について次の事項を諮問します。

- (1) 中学校教科用図書、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）教科用図書の採択基準について
- (2) 中学校教科用図書、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）教科用図書の選定資料について
- (3) 令和 7 年度使用教科用図書の採択（県立中学校、特別支援学校（小・中学部））について

令和 6 年 4 月 26 日

令和 6 年度奈良県教科用図書選定審議会会長 殿

奈良県教育委員会



学 校 教 育 法 (抜粋)

(昭和22年3月31日 法律第26号)

(最終改正 令和4年6月22日 法律第77号)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

附則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

（昭和38年12月21日法律第182号）

（最終改正 令和4年6月17日法律第68号）

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋）

（昭和39年2月3日政令第14号）

（最終改正 令和2年4月1日政令第97号）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。